

## 目 次

### 第1編 医学から検証した脳脊髄液減少症

序章 .....	2
I はじめに .....	2
II 前提 .....	6
III 主たる文献と本文中の用語の説明 .....	7
<b>第1章 低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の歴史・沿革・現状 .....</b>	<b>11</b>
I 脳の構造 .....	11
II 低髄液圧症候群の基礎 .....	12
III 低髄液圧症候群の概念の変遷と現在の診断基準 .....	17
IV 低髄液圧症候群の症状と所見 .....	28
V 低髄液圧症候群の一般的な治療法とブラッドパッチ .....	41
<b>第2章 脳脊髄液減少症説（脳脊髄液減少症研究会の考え方とその批判） .....</b>	<b>46</b>
I 低髄液圧症候群の概念の拡張 .....	46
II 脳脊髄液減少症研究会の医師たちが発表している内容の問題点 .....	48
III MRI の所見 .....	49
IV 脳槽シンチの所見 .....	73
V CT ミエログラフィーの所見 .....	96
VI 理論的根拠 .....	97

VII	プラッドパッチ後の治癒に関する見解	102
VIII	低髄液圧症候群Bを積極的に否定	105
IX	プラッドパッチの長所と短所	109
<b>第3章 脳脊髄液減少症説に対する医学界の対応</b>		112
I	篠永教授らが提唱する低髄液圧症候群を拡張した脳脊髄液減少症	112
II	2006年—2007年の医学界の状況	113
III	2009年—2011年の医学界の状況：日本脳神経外傷学会の報告	115
IV	2011年の医学会の状況：厚生労働省研究班の中間発表と画像判断基準の報告	118
V	2012年の医学界の状況：先進医療に認定されたプラッドパッチ	119
<b>第4章 日本脳神経外傷学会の診断基準と厚生労働省研究班の診断基準</b>		120
I	日本脳神経外傷学会の診断基準	120
II	厚生労働省研究班の診断基準	129
<b>第5章 脳脊髄液減少症研究会と一般的な医学会の報告の差</b>		139
I	はじめに	139
II	「厚労省研究班総括研究報告書」の構成	140
III	「厚労省研究班総括研究報告書」の記載内容の説明：起立性頭痛について	140
IV	「厚労省研究班総括研究報告書」の記載内容の説明：脳脊髄液漏出症患者の数について	142
V	「厚労省研究班総括研究報告書」の記載内容の説明：脳脊髄液の漏出部位について	146
VI	新聞報道の見出し	147

VII	まとめ	148
VIII	追記—1：厚生労働省の研究班は脳脊髄液減少症研究会の医師たちの従来の主張をほとんど否定	149
IX	追記—2：厚生労働省研究班は篠永教授の登録した患者のほとんどを髄液漏と認定しなかった	151
X	追記—3：RI脳槽シンチのもう1つの問題点	152
XI	追記—4：RI脳槽シンチによる髄液漏の診断に関する	153
<b>第6章 今後の診断基準（「国際頭痛分類〔第3版β〕」と日本脳神経外傷学会と厚労省研究班の画像判断基準）</b>		154
I	はじめに	154
II	「国際頭痛分類〔第3版β〕」における特発性低髄液圧症候群	155
III	「国際頭痛分類〔第3版β〕」の二次性頭痛の記述方法とその誤解	159
IV	「国際頭痛分類〔第3版β〕」の低髄液圧症候群領域の日本語訳	161
V	「厚労省研究班画像診断基準」	164
VI	過剰診断されている低髄液圧症候群の画像所見	167
VII	真の低髄液圧症候群の画像所見	171
<b>第7章 低髄液圧症候群と損害賠償</b>		175
I	外傷との因果関係	175
II	素因	176
III	損害賠償	176
IV	外傷後に特発性低髄液圧症候群が合併した場合	176
V	慢性硬膜下血腫との類似点（理解の手助けとして）	177
<b>第8章 補足解説</b>		179
I	補足解説1：病名に関する	179

II	補足解説 2：低髄液圧症候群と脳脊髄液減少症の本質は同じ髄液漏	181
III	補足解説 3：髄液漏でない人に RI 脳槽シンチを行った結果の報告	186
IV	補足解説 4：これまでに提唱されている低髄液圧症候群の診断基準の相互関係	190
V	補足解説 5：複数の診断基準の医学会における位置づけ	193
VI	補足解説 6：軽症外傷後の低髄液圧症候群の診断基準は「7.2.3 特発性低髄液圧性頭痛」	195
VII	補足解説 7：腰椎穿刺による髄液圧の測定	197
【参考文献】低髄液圧症候群に関する参考文献		200

## 第2編 法学から検証した脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）

序 章	206
-----	-----

<b>第1章 法から検証した脳脊髄液漏出症（低髄液圧症候群）の診断基準問題</b>	210
I 学会の動き	210
II 脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）診断基準の変遷等	212
III 脳脊髄液減少症を問題視する医師の見解	216
IV 法律家の見解	219
V 脳脊髄液減少症に関する筆者の意見・感想・法的疑問点	223

<b>第2章 裁判所の脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）・脳脊髄液漏出症等に対する考え方</b>	229
---	-----

<b>第3章 脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）とマスコミ報道</b>	246
------------------------------------	-----

I	マスコミ報道の推移	246
II	マスコミ報道の傾向と問題点	250
<b>第4章 脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）に対する 国等の対応</b>		252
I	国会における質問と答弁	252
II	その他の動向	255
<b>第5章 脳脊髄液漏出症（低髄液圧症候群）の判決と 分析</b>		257
I	現在までの脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・脳脊髄液漏出症）事案の 民事裁判状況	257
II	脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）と刑事件、家事事件、労災事案等	275
III	主な一審肯定4判決の考え方	289
IV	マスコミのいう「横浜地裁脳脊髄液減少症肯定判決」について	296
V	「横浜ヴェイグ判決」後の地裁判決について	304
VI	これまでの高裁判決と主要判例の解説	313
VII	判例の推移の検証と到達点—いよいよ決着の時か—	346
<b>第6章 法的判断の基準と損害賠償の範囲</b>		363
I	法的判断基準	363
II	損害賠償の範囲	365
【参考資料1】引用文献一覧表		367
【参考資料2】参考文献一覧表		370
【参考資料3】脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）関係判決一覧表		378